

始めよう!

# 複式簿記とアパマン経理実務の勉強 第5回

今回は中古のアパートとかマンションを購入したときの仕訳について解説いたします。

物件代金と仲介手数料支払ったときの仕訳

分ければよいのでしょうか？  
売買契約書にそれぞれの金額  
が記載されているとか消費税  
の額が付記されている場合に  
はそれに従つて処理すること  
になります。消費税というの  
は建物部分にしか課税されま  
せんので、消費税の額が分か  
れば建物の額は自ずと判明す  
るというわけです。この事例  
では消費税の額が分かってい  
ますので、それぞれの額は次  
のようにして算定します。

らない場合はどうすればよいのでしょうか？つまり売買の手順は、契約書に物件価格だけが記載されている場合です。このようないくつかの方法がありますが、一番問題のない方法は建物と土地のそれぞれの固定資産税評価額（課税標準の額ではない）で按分するやり方です。その理由については小著「アパマン経営、なぜ失敗するのか？」の207

● 建物代金	1,581,300円	×
	25,830,000円	/
	48,200,000円	±
● 土地代金	847,406円	
1,581,300円	×	
22,370,000円	X	
48,200,000円	/	
7333,894円		

## 未経過分の 固定資産税の処理

費は原則として取得価額に算入する必要があるのです。したがつて、この事例では次のように処理します。

(借方) 建物  
26,677,406  
(借方) 土地  
23,103,894  
(貸方) 普通預金  
49,781,300



## *profile*

鹿谷会計事務所  
鹿谷 哲也 所長